(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第77条に基づく地域生活支援事業のうち、登別市 が行う登別市重度障害児入浴サービス事業(以下「重度障害児入浴サービス事業」 という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 重度障害児入浴サービス事業の実施主体は、登別市とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において「障害児」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第4条第2項に規定する障害児をいう。
- 2 この要綱において「重度障害児」とは、障害児のうち、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年省令第15号)別表第5号に規定する障害の等級が1級又は2級のものをいう。

(対象者)

- 第4条 重度障害児入浴サービス事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 市内に居住する重度障害児のうち、自宅での入浴が困難な者
 - (2) その他、特に福祉事務所長が必要と認める者 (事業内容)
- 第5条 事業の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 送迎
 - (2)入浴、清拭、洗髮等入浴介助
 - (3) 整髮、水分補給等養護
 - (4) 移動や排せつ等身体介助
 - (5) 助言指導その他必要な事業

(申請)

第6条 重度障害児入浴サービス事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。) は、登別市重度障害児入浴サービス事業利用申請書(別記様式第1号)を登別市福 祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)に申請しなければならない。 2 前項に規定する申請があったときは、利用の要否決定を行うため、当該申請に係る者に面接等を行い、利用に関する意向、その心身の状況、環境その他福祉事務所長が定める事項について調査するものとする。

(利用要否決定)

- 第7条 福祉事務所長は、前条第2項の調査結果に基づき、重度障害児入浴サービス 事業の利用の要否決定を行うものとする。
- 2 福祉事務所長は、前項の要否決定を行ったときは、当該申請者に対し、登別市地域生活支援事業決定通知書(別記様式第2号、以下「利用決定通知書」という。) 又は登別市重度障害児入浴サービス事業利用却下通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(利用決定の有効期間)

第8条 前条の規定による利用決定の有効期間は、利用決定の通知のあった日の翌日から起算して1年以内とする。

(届出の義務)

- 第9条 重度障害児入浴サービス事業の利用決定を受けた者(以下「利用決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を遅滞なく福祉事務所長に届出なければならない。
 - (1) 住所等に変更があったとき。
 - (2) 心身の状況に大きな変化があったとき。
 - (3) 利用の中止をしようとするとき。

(決定の変更)

- 第10条 福祉事務所長は、前条の規定による届出があったときは、内容を審査し、 当該届出の内容が適当と認めるときは、利用決定を変更することができる。
- 2 福祉事務所長は、利用決定を変更したときは、利用決定通知書又は登別市重度障害児入浴サービス事業利用取消通知書(別記様式第4号)により利用決定者に通知するものとする。

(利用の取消し)

- 第11条 福祉事務所長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7条の規定による利用決定を取り消すことができる。
 - (1) 重度障害児入浴サービス事業の対象者でなくなったとき。
 - (2)入浴により心身に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
 - (4) その他福祉事務所長が利用を不適当と認めたとき。

(利用の方法)

第12条 利用決定者が重度障害児入浴サービス事業を利用しようとするときは、利用決定通知書を登別市重度障害児入浴サービス事業者に提示し、依頼するものとする。

(事業給付費の支給)

- 第13条 利用決定者が、利用決定の有効期間内において、事業者から入浴サービス を受けたときに支払うべき費用の額は、利用回数に次の基準額を乗じて得た額とす る。
 - (1) 送迎ありの場合 6,700円
 - (2) 送迎なしの場合 5,500円
- 2 福祉事務所長は、前項の基準額(その額が現に当該重度障害児入浴サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に重度障害児入浴サービスに要した費用の額)の100分の90に相当する額を、月ごとに重度障害児入浴サービス事業給付費として利用決定者又は利用決定者の属する世帯主等(以下「利用決定者等」という。)に支給するものとする。
- 3 同一の月に受けた重度障害児入浴サービスに要した費用の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における入浴事業給付費の合計額を控除して得た額が、当該利用決定者等の家計に与える影響及びその他の事情をしん酌して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号、以下「施行令」という。)第17条第1項で定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における重度障害児入浴サービス事業給付費の額は、同項の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内において施行令第17条第2項で定める額とする。
- 4 利用決定者が重度障害児入浴サービス事業者から入浴サービスを受けたときは、 福祉事務所長は、当該利用決定者等がサービス事業者に支払うべき当該重度障害児 入浴サービス事業に要した費用について、重度障害児入浴サービス事業給付費とし て当該利用決定者等に支給すべき額の限度において、当該利用決定者等に代わり、 当該サービス事業者等に支払うことができる。
- 5 前項の規定により支払いがあったときは、利用決定者等に対し重度障害児入浴サービス事業給付費の支給があったものとみなす。
- 6 福祉事務所長は、サービス事業者から重度障害児入浴サービス事業給付費の請求があったときは、内容が適正であることを確認のうえ、支払うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則(平成27年告示第50号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(施行前の準備)

2 第6条から第12条までの規定による利用決定の手続その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則(平成28年告示第62号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第45号)

この告示は、公布の日から施行する。

(表)

登別市重度障害児入浴サービス事業利用申請書

登別市福祉事務所長 様次のとおり申請します。

					申請年月	日	年	月	目
申	フリ	ガナ					_	п	₩ 11
, r	氏	名			生年月日		年	月	日生
請			₸						
	住	所							
者					電	話番号			
児 童	氏	名							
身体	身体障害者手帳番号								

利用中のサービス	居宅サービス	利用中のサービスの種類と内容等
	その他の サービス	利用中の施設名・サービス内容等
心身	の状況及び 家庭環境等	

住所	登別市	町	丁目	番地	電話番号			
	氏	名	続柄	性別	生年月日	職	業	備考
			本人	男女				
111 111.1 44. 15				男女				
世帯構成				男女				
(利用者				男女				
氏名)				男女				
				男女				
				男女				

申請書	提出者	□申請者本人 □申請者本人以外(下の欄に記入)				
フリガナ						
氏	名					
10	<u> </u>	との関係				
		〒				
住	所					
114	121					
		電話番号				

この申請の内容確認のため、私の世帯の住民基本台帳の閲覧及び住民税課税状況について調査することに同意します。

年 月 日

申請者氏名

様

登別市福祉事務所長

登別市地域生活支援事業決定通知書

先に申請のありました地域生活支援事業の実施について、下記のとおり決定しましたので通知します。

受 給 者 支給決定障害者 証 무 (保護者)氏名 番 支給決定に係る 支 給 決 定 H 児 童 氏 障害支援区分の 障害支援区分 有 効 期 間 支援の内容及び支給量 サービスの種類 有効期間 入給決定: 内 容 利用者負担上限 左の上限月額 の適用期 間 額

※ 利用者負担割合(原則)1割

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として(訴訟においては登別市を代表する者は登別市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

登別市 担当グループ 保健福祉部障がい福祉グループ

住所

電話番号 0143-85-3732

別記様式第3号(第7条関係)

登別市重度障害児入浴サービス事業利用却下通知書

年 月 日

様

登別市福祉事務所長

年 月 日申請のありました登別市重度障害児入浴サービス事業の利用について、次の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として(訴訟において は登別市を代表する者は登別市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起する ことができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、 その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以 内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

登別市 担当グループ 保健福祉部障がい福祉グループ

住所

電話番号 0143-85-3732

別記様式第4号(第10条関係)

登別市重度障害児入浴サービス事業利用取消通知書

年 月 日

様

登别市福祉事務所長

年 月 日決定しました登別市重度障害児入浴サービス事業の利用について、次の理由により取り消しましたので通知します。

記

取消の理由

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として(訴訟において は登別市を代表する者は登別市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起する ことができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、 その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以 内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

登別市 担当グループ 保健福祉部障がい福祉グループ

住所

電話番号 0143-85-3732